

西原町地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に基づき、西原町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）において実施する業務に関し必要な事項を定める。

1 業務名

西原町地域包括支援センター運営業務委託

2 運営の原則

業務を実施するにあたっては、次の4つの原則を遵守すること。

(1) 公益性の原則

地域包括支援センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

地域包括支援センターの運営費用は、町民の負担する介護保険料や、国・沖縄県・町の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の原則

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であることを自覚し、地域のサービス利用者、事業者、関係団体及び一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な運営に努めるとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(3) 協働性の原則

地域包括支援センターは、各職員が相互に情報を共有し、連携・協働して業務を遂行するよう努めなければならない。また、地域の保健・医療・福祉関係の専門職やボランティア、民生委員など地域福祉を支える関係者及び地域の住民とも密接な連携を創り、協働して地域の課題を解決する仕組みづくりに努めなければならない。

(4) 包括性の原則

地域包括支援センターは、高齢者等の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険サービスはもとより、保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなど地域の多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないよう適切なサービスを継続的に提供できるよう努めなければならない。

3 公正・中立性の義務

受託法人は、地域包括支援センター業務を運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団

体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

4 担当圏域

1 圏域

5 委託期間

(1) 契約期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(2) 契約の解除

町は、受託法人が次のいずれかに該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除することができる。その場合において、契約を解除された法人は、次の事業実施法人が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこととする。

ア 法令等を遵守しない場合

イ 適切、公平、中立かつ効率的に業務を実施しておらず、町の是正に従わない場合

ウ その他、町が契約を解除する必要があると認める場合

6 業務に関する運営経費及び委託料

(1) 委託料

委託料の限度額は、235,000千円（税込）とする。

※地域包括支援センター全体の事業費は、町からの委託料と指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）の合算によるものとする。

※関係法令の改正等に伴う業務内容の変更などにより、契約期間内に仕様書の変更を行う場合がある。

(2) 契約額の内容

報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

(3) 介護報酬（指定介護予防支援）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、委託料とは別に受託法人の収入とする。

(4) 会計処理

地域包括支援センターの運営に関する収入及び支出は、委託業務分と指定介護予防支援事業分の会計を区分するとともに、その他事業の会計とも明確に区分して経理する。

(5) 委託料の支払

詳細については、委託契約書にてこれを定める。

7 人員配置

(1) 地域包括支援センターの業務に従事する職員等は、下表のとおりとする。

①～③の三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)については、有資格者の配置を原則とするが、確保が困難な場合は、準ずる者を配置することができる。

	職 種	資格要件	人数	勤務形態
①	保健師その他これに準ずる者	…保健師 ・保健師に準ずる者…地域ケア、地域保健等に関する経験、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師は含まない）。	1人	専従・常勤
②	社会福祉士その他これに準ずる者	…社会福祉士 ・社会福祉士に準ずる者…福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者。	2人	専従・常勤
③	主任介護支援専門員その他これに準ずる者	…主任介護支援専門員 ・主任介護支援専門員に準ずる者…ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。	1人	専従・常勤
④	作業療法士または理学療法士	…作業療法士または理学療法士 ・作業療法士または理学療法士は、生活支援コーディネーターを兼務するものとする。 ・作業療法士または理学療法士の配置が困難な場合は、高齢者に関する業務経験を有する看護師を配置できるものとする。	1人	専従・常勤
⑤	保健師（認知症地域支援推進員）	…保健師 ・保健師の配置が困難な場合は、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する以下のいずれかの職種とする。（看護師、社会福祉士、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士）	1人	専従・常勤
⑥	介護支援専門員等（ケアプランナー） （指定介護予防支援事業所）	・三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員) ・介護支援専門員(介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者) ・経験のある看護師(介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者) ・社会福祉主事(高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事し、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者)	6人	特に規定なし
⑦	事務員		1人	兼任・常勤

専従…指定介護予防支援事業所との兼任は可、法人業務との兼任は不可とする。

兼任…法人業務との兼任は可とする。

(2) 管理者

①～③の職員のうち、いずれかの職員を管理者(センター長)として置くものとする。

8 窓口開設日等

(1) 窓口開設日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、慰霊の日(6月23日)、12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日までとする。

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 緊急時対応

緊急時の対応として、電話等により24時間対応が可能な連絡体制を確保すること。

(4) その他

利用者へのサービス提供の観点から、受託法人の判断により、業務時間を超えること、又は休業日に開設することができるものとする。

9 設置場所

地域包括支援センターを設置する場所は、次に掲げる要件を満たす場所へ設置するものとする。

(1) 町内において、交通の利便性がよく、わかりやすく、来所しやすい場所に設置すること。

また、バリアフリーに十分配慮した場所に設置すること。

(2) 法人の本体施設及びサービス提供事業所とは別施設であることが望ましい。ただし、法人の本体施設内及びサービス提供事業所内に地域包括支援センター施設を設置する場合は、専用部屋を確保し明確に空間を分けること。

10 施設の設備

地域包括支援センターを運営する事務所については、次のとおりとする。

(1) 業務を行う上で必要な広さを有する事務室スペース、相談に対応できるプライバシーに配慮した相談室等を設置すること。

(2) 簡易な相談にも対応可能な受付カウンターを設置すること。

(3) 事務室が2階以上にある場合は、エレベーター又はエスカレーターが設置されていること。

(4) 事務室内には、業務を行う上で必要な数の事務机、椅子、施錠可能な書類保管庫、パソコン、プリンター、地域包括支援センター専用(直通)の電話及びファクシミリを設置すること。

(5) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センター職員が専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。なお、初期整備(インターネット接続・メールアドレス取得を含む)に係る経費負担については、受託法人が負担するものとする。

(6) 地域包括支援センターシステムは、町が指定したものを使用すること。

(システム、回線、パソコン、プリンターについては、町が無償貸与する。)

(7) 高齢者に配慮した見やすい看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

(8) 業務を行う上で必要な車輛(令和4年度現在6台)は、町が無償貸与とし、車輛の使用賃借については、契約を別途締結する。なお、車輛の運用にかかる交通事故等の損害金、その他自動車設備に関する一切の責任は、受託法人が負うものとする。

- (9) 来訪者専用の駐車スペースを確保すること。
- (10) 本事業経費による備品等の所有権は西原町に帰属する。詳細については、「西原町地域包括支援センター運営事業にかかる備品の取り扱いについて(令和2年5月20付け西健第314号)」によるものとする。
- (11) その他、設備類等に係る契約については、町は一切関与しないものとする。

11 業務内容

地域包括支援センターの業務は(1)から(5)に掲げる内容とし、各業務に関しては、国の定める「地域支援事業実施要綱」及び「地域包括支援センターの設置運営について」に従い実施すること。

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な機関・制度の利用につなげる等の支援を行う。

- (ア) 総合相談支援(初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援)
- (イ) 地域におけるネットワークの構築
- (ウ) 高齢者の実態把握

高齢者世帯へ戸別訪問し、高齢者や家族の状況について実態を把握し、早期支援による深刻化の防止を図る。特に、独居高齢者や身寄りのない人、民生委員や地域からの情報収集等により地域とのつながりがない人等を優先的に行い、必要に応じ地域における関係者や適切な機関及びサービスへつなぐ。

- (エ) 家族介護者への相談支援

現に介護を行う家族に対する支援等を通じて、介護負担の軽減等を行う。

イ 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

- (ア) 成年後見制度の利用促進
- (イ) 困難事例への対応
- (ウ) 消費者被害の防止
- (エ) 高齢者虐待への対応

- ① 虐待の事案を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、町と連携し適切な対応を行う。(高齢者虐待通報受理、事実確認等)

- ② 緊急の対応及び老人福祉施設等への措置入所が必要と判断した場合は、速やかに町へ報告すること。
- ③ 業務の詳細については、「西原町高齢者虐待に関する相談対応の流れ」及びフローチャートに沿って対応すること。
- ④ コアメンバー会議、西原町高齢者・障がい者虐待防止対策協議会(実務者会議含む)への参加。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第115条の45第2項第3号)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等による連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

- ① 関係機関との連携体制の構築
- ② 地域における介護保険サービス以外の様々な社会資源を把握し、連携・協力体制のネットワークを整備する。

(イ) 地域の介護支援専門員に対する支援

- ① 介護支援専門員からの個別相談対応
- ② 支援困難事例への指導・助言
- ③ その他、ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援(事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供等)

エ 地域ケア会議 (法第115条の48第1項)

地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の向上を図る。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくため、町と連携し役割分担を行いながら取組を推進していく。(法第115条の48第2項)

- ・地域ケア個別会議(困難事例型の開催、自立支援型の参加)における個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握、地域包括支援ネットワークの構築

(2) 包括的支援事業(社会保障充実分)

ア 在宅医療・介護連携推進事業 (法第115条の45第2項第4号)

地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。

- (ア) 事業委託先(中部地区医師会)及び県が主催する会議、研修会への参加
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出

イ 認知症総合支援事業（法第15条の4第2項第6号）

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る。事業実施に関しては、町に配置されている認知症地域支援推進員支援と連携して実施する。

（ア） 認知症地域支援・ケア向上事業

- ① 認知症の人とその家族等への相談支援
- ② 関係機関との連携体制の構築
- ③ 認知症ケアパスの作成及び普及啓発
- ④ 認知症サポーター養成講座の周知及び実施
- ⑤ 西原町認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の協力及び連携
- ⑥ 認知症カフェの企画、開催

（イ） 認知症初期集中支援推進事業

- ① チーム員会議への出席及び連携

ウ 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号）

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する。事業実施に関しては、町及び社会福祉協議会(令和4年9月現在)に配置されている生活支援コーディネーターと連携して実施する。

（ア） 生活支援コーディネーターの配置（リハビリ職と兼務）

- ① 資源開発…地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保など
- ② ネットワークの構築…関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携体制づくり
- ③ ニーズとサービスのマッチング…地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

（イ） 西原町生活支援体制整備事業協議体の日常生活圏域ごとの運営（第2層協議体）

- ① 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び記事の発信、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成など）
- ② 企画、立案、方針策定を行う（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む）
- ③ 地域づくりにおける意識の統一(目指す地域の姿・方針の共有)を図る
- ④ 地域相談窓口（各自治会）よりニーズの把握および情報交換及び働きかけを行う
- ⑤ その他、生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と認める事項についての検討、協議及び調整を行う
- ⑥ 地域づくり・資源開発、政策の形成に向けた、西原町地域ケア推進会議への参加(年2回)

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」からなる。

ア 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）

(ア) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ① 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、ケアマネジメントを実施する。
- ② 介護予防ケアマネジメント業務の実施にあたっては、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中予防サービスや住民主体のサービスなどの多様なサービスの活用を推進する。
- ③ 一連のサイクル終了後、モニタリングにより業務の評価を行い、次の課題分析につなげる。
- ④ リハビリ職による、自立に向けたケアマネジメントの助言を行う。
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務については、居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託できるものとする。その場合、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント原案の内容の妥当性や実施後の評価の確認等、必要に応じ居宅介護支援事業所に対し指導・助言を行い、介護予防ケアマネジメント業務について責任を負うものとする。
- ⑥ 介護予防ケアマネジメント業務に要する費用については、すべて介護予防・日常生活支援総合事業として一体的に賄われることとされていることから、介護予防ケアマネジメント業務に関する委託契約を別途締結する。
- ⑦ 給付管理業務（給付の点検及び適正化、請求事務等）

イ 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業）

65歳以上のすべての者を対象とし、自立支援に資する取り組みを実施し、介護予防を推進する。

(ア) 介護予防把握事業

- ① 本人、家族からの相談に加え、民生委員及び自治会、地域住民からの情報提供や保健部局との連携により、支援を要する者を早期に把握し介護予防活動へつなげる。
- ② 各種事業等で「基本チェックリスト」を実施し、総合事業の対象を早期に把握する。

(イ) 介護予防普及啓発業務

- ① 各種保健福祉サービス及び介護サービス等に関する情報の提供
- ② 自治会等の高齢者が集まる機会に積極的に参加し、高齢者の生活支援に関わる制度や情報、在宅介護等に関する情報の提供及び介護予防についての啓発

(ウ) 地域リハビリテーション活動支援事業

事業実施に関しては、町に配置されているリハビリ職と連携して実施する。

- ① 介護予防把握事業で把握した者について、必要に応じリハビリ職による訪問を実施し、住環境や日常生活動作等の確認を行い、状態の改善に向けた介入を行う。
- ② 住民への介護予防に関する技術的助言
- ③ 住宅改修や福祉用具の選定などの助言
- ④ 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
- ⑤ 住民主体の通いの場等の介護予防の取組を、町と共に総合的に支援する。

(4) 協力事業

以下の事業における申請代行、訪問調査、町への進達等

- ア 配食サービス事業
- イ 緊急通報システム事業

(5) その他事業等

- ア 各種会議への参加
 - (ア) 民生委員児童委員の定例会や、町や県が主催する会議、研修会等に必要に応じて参加すること。
 - (イ) 西原町地域ケア推進会議への参加、資料提供の協力
 - (ウ) 担当地域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する「運営推進会議」への出席
- イ 介護保険・高齢者保健福祉行政の運営にあたり、町が地域包括支援センターにおいて実施する必要があるものと判断する業務

12 指定介護予防支援事業（法第115条の22）

- (1) 受託法人は、地域包括支援センター業務のほか、予防給付の対象となる要支援者を対象にケアマネジメント業務を行う指定介護予防支援事業を実施する。
- (2) 実施にあたっては、「沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月7日条例第3号）」に基づき、次の事項に留意すること。
 - ア 法第115条の22の規定に基づく町の指定を受けること。
 - イ 支援事業を適切に運営するため、必要な人員を配置すること。
 - ウ 支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができること。その際は、公平性・中立性を確保すること。
- (3) 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、受託法人の収入とする。これは本事業における歳入とし、決算後、歳入が歳出を上回る場合は、その額を町へ返還するものとする。
- (4) 三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が担当する件数は、他の業務に支障をきたさない範囲とする。
- (5) 居宅支援事業所への委託プラン点検等を適正に行う。

13 その他

(1) 事業計画及び実績報告等

- ア 毎年度、「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- イ 運営状況（収支実績）について年4回、町が求める期日までに報告すること。
- ウ 毎年度、全国で統一して用いる評価指標にて、運営や事業に対する評価を行うこと。
- エ 毎年度業務終了後20日までに「実績報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- オ 毎月の委託事業実施状況（月次報告書）を翌月10日までに提出すること。
- カ 上記のほか、町が運営に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

(2) 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令により認められている第1号介護予防支援事業及び総合事業における介護予防マネジメントは除く。

(3) 個人情報の取り扱い

委託業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項については、西原町個人情報保護条例（平成17年西原町条例第9号）の関係規定に従い、別に定める「個人情報取扱特約事項」（委託契約書に添付する）を遵守するものとする。

(4) 苦情対応

利用者等から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、再発防止に努めること。また、その内容や対応について記録し、町に報告し情報を共有すること。さらに、利用者等が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(5) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、関係法令に従い、両者が協議して定める。